

医療費の自己負担額を助成します

～福祉医療費助成制度のご案内～

ページ番号 1002379 【問合わせ】国保年金課 ☎84-0652



制度区分	対 象 者	受給者証の交付	助成の内容
子ども医療	高校生等(満18歳到達の年度末日)までの子ども	○	保険診療による医療費の自己負担額 (食事負担金などを除く)
障がい者医療	◇身体障がい者1～3級、4級の腎機能障がい、4～6級の進行性筋萎縮症の手帳交付を受けた方 ◇自閉症状群と診断された方 ◇療育手帳AまたはBをお持ちの方(知能指数50以下が該当) ◇療育手帳C(知能指数51以上75以下が該当)をお持ちで、属する世帯の主たる生計維持者が非課税の方	○	
母子・父子家庭医療	◇18歳以下の児童(満18歳到達の年度末日まで)を扶養している母(父)とその児童 ※母(父)の所得制限があります。 ◇父母のない児童(満18歳到達の年度末日まで)	○	
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療の被保険者のうち、援護が必要な次の方 ①障がい者医療対象者 ②精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者 ③母子・父子家庭医療対象者 ④戦傷病者手帳所持者 ⑤寝たきり、ひとり暮らし、認知症高齢者 ※①(一部)、③～⑤に該当する方は所得制限があります。	○	自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担額
	⑥自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ※助成を受けるためには、医療機関等で支払いをされた後、受診月の翌月以降に国保年金課で還付申請が必要です。	×	
精神障がい者医療	精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方	○	保険診療による医療費の自己負担額 (食事負担金などを除く)
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	○	自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担額

※愛知県外の医療機関等で支払いをされた場合、受診月の翌月以降に国保年金課で還付申請が必要です。

福祉医療費 受給者の方へ お願い

※加入している健康保険の内容に変更があった場合は、必ず国保年金課に届け出をしてください。

(マイナンバーカードと健康保険が連携している場合でも、届け出が必要です)

※受給者証を使用して受診した場合でも、健康保険から高額療養費が支給される場合があります。その場合、市が受給者に代わり医療機関等に支払った福祉医療費のうち、高額療養費と重複する金額については、市に返還していただく必要がありますので、国保年金課へご連絡ください。